

鹿屋市空家等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
鹿屋市空家等の適正管理に関する条例施行規則（平成24年鹿屋市規則第8号）の
一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。